

**「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」
の点検・検証に係るパブリックコメント**

住 所	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟
(ふりがな) 氏 名 (団体名、企業名)	ほっかいどうしょうひしゃきょうかい (一社) 北海道消費者協会
電 話 番 号 (FAX番号)	011-221-4217 011-221-4219
メールアドレス	do@syouhisya.or.jp
ご 意 見	
・食は命の源であり、安全・安心が基本である。世界的な食料危機への不安や、科学技術の進歩があったとしても、遺伝子操作を行った食品は、子や孫など後の世代への取り返しのつかない影響が懸念され、道民意識調査にもあるように慎重な上にも慎重であるべきと考える。 ・安全性について、どのような評価がなされても、消費者に選ぶ権利を残すべきであり、「遺伝子組換え」食品に対する表示は、量の多寡にかかわらず必須と考える。 ・世界のGM（遺伝子組換え）作物の栽培面積は、2億haを前に頭打ちになり、2019年で1億9040万haは全耕地面積の15%でしかない。これはGM作物への懸念から市場の拡大が止まったと見るべきである。代わって台頭してきたゲノム編集技術を応用した作物・食品は、遺伝子进行操作するという意味では、どちらも英語表記は「Genetically Modified Organism」、つまり遺伝子操作生物であり、ゲノム編集は遺伝子を改編していないと誤解を与えてはならない。 ・本GM条例は、狭い意味の遺伝子組換え作物を対象とすることは理解するが、ゲノム編集技術応用食品の届け出は2024年10月16日現在、7品目あり、水産系のマダイ、トラフグ、ヒラメ、農産系の高ギヤバトマト（2種）、ワキシートウモロコシ、さらに高小型塊茎数ジャガイモ、つまり扱いやすい小型でイモ数の多いジャガイモも届けられた。本道で実用化されると交雑の危険性が増し、消費者の購買行動にも影響しかねないことを懸念する。 ・2022年のGM条例改正にあたり、当協会はGM条例が、食の安全・安心を求める道民の期待に応えた優れた条例であると評価したうえで、改正に反対した。改正は、食用や飼料用のGM作物以外は一律に規制対象外としたことで、ユリのように花は鑑賞に供し、根は食料となる作物もあり、観賞用と称し将来、どのようなGM作物が開発されるか予見できず、国が承認する観賞用の青いカーネーション、青いバラ、青いコチョウランなどわずか11種の流通のために食用や飼料用以外のGM作物を一律に認めることは危険であり、先進的な条例が後退するのは本末転倒と主張した。道民の安全・安心を求める思いに応えたGM条例の主旨を守り続けていただきたい。 ・ゲノム編集技術に問題があることは、多くの研究者が指摘している。CRISPR-Cas9の技術には、狙った個所以外の遺伝子を傷つける「オフターゲット」問題があり、開発者は十分に答えていない。改編を確認するマーカーとして抗生物質耐性遺伝子が使わ	

れることがあり、残留した場合、人や動物が摂取して抗生物質耐性がつく危険性がある。

・ゲノム編集は、「遺伝子組換え技術に該当しない」として、安全性審査は不要とされる。その理由は「自然界又は従来品種改良で起こる変化の範囲内であるため」とするが、上記のオフターゲットや抗生物質耐性遺伝子問題は、まさに「自然界又は従来品種改良」では起きえない。消費者の危惧・懸念がぬぐえない以上、ゲノム編集は届け出でなく、より厳格な審査制を採用し、少なくとも食品表示は必須と考える。

【意見の提出先及び問い合わせ先】

北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係

〒060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目

＜電 話＞ 011－204－5427

＜ファクシミリ＞ 011－232－7334

＜電子メール＞ shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp